

【声明】「大阪医科大学」と「東京メトロ」の非正規雇用労働者に対する「不合理な格差」
是正裁判の不当判決に断固抗議する

2020 年 10 月 17 日
静岡県労働組合評議会
第 1 回常任幹事会

10 月 13 日最高裁判所は、非正規雇用労働者に対する「不合理な格差」の是正を求める 2 つの裁判において、どちらにおいても「不合理とまでは言えない」とする不当な判決を出した。判決は、格差是正を求める非正規雇用労働者の切実な願いを切り捨て、旧労働契約法第 20 条（2020 年 4 月からは「短時間・有期労働者雇用管理法（パートタイム法）」第 8 条に移行）で禁じた「不合理な格差」を固定化するものであり、断固抗議する。

「大阪医科大学」訴訟で争点となった一時金の支給は、原告は正規職員とほとんど変わらない業務を行っており、当然支給されるべきである。大阪高裁はそれを認め、「正規職員の 60%を下回らない」金額の支給を命じていた。今回の最高裁判決は、「一時金は人材の確保・定着を図るため。正規職員は人材活用のための人事異動もある」「業務内容に共通部分もあるが、正規職員のみが行う業務があるなど一定の相違がある」との理由で、高裁判決を覆した。

「東京メトロコマース」訴訟は、地下鉄の売店に勤務する契約社員に対する退職金の支給が争点であったが、勤続 3 年を超えれば退職金が支給される正社員に対し、非正規職員は長期間雇用されていてもまったく支給されない。東京高裁が認めた正社員の 4 分の 1 という極端に低い退職金額、それさえも一切支払う必要がないと最高裁は結論づけた。今回の最高裁判決は、「退職金は人材の確保・定着が目的。正社員は配置転換を命じられることもある」「業務内容はおおむね共通するが、売店以外の業務従事もある」として、高裁判決を取り消し退職金の不支給を認めた。しかし、5 人の裁判官の内 1 人は「労働条件の相違は不合理」との反対意見を出している。

最高裁による非正規労働者への差別判決は、2018 年 6 月 1 日に出されたハマキョウレックス事件と長澤運輸事件の待遇格差是正判決に真っ向から対立するものであり、この間進んできた「同一労働同一賃金」への流れに逆行する。10 月 15 日に最高裁が判決した日本郵便訴訟では、非正規労働者に手当と休暇を認めないのは「不合理」と判断した。大阪医科大学とメトロコマースの判決は、職務内容はおおむね共通すると言いながら、「一定の相違」を理由に正規職員との格差を認めた。「一定の相違」もない職務内容など果たしてあるのだろうか。一時金や退職金も生活費として必要なものであり、働くことへのモチベーションとなる。

非正規労働者と正規労働者との格差是正を求めるたたかいは、これからも続く。労働者の約 4 割は非正規雇用であり、正規雇用を希望しながらも非正規雇用を余儀なくされている労働者は大勢いる。格差是正とともに、非正規雇用を正規雇用へと転換するたたかいは重要となる。静岡県評は、非正規雇用労働者の格差是正を求める運動をさらに強化し発展させるため、今後とも全国の労働者・国民と共同を広げ、たたかいを進める決意である。

以上